

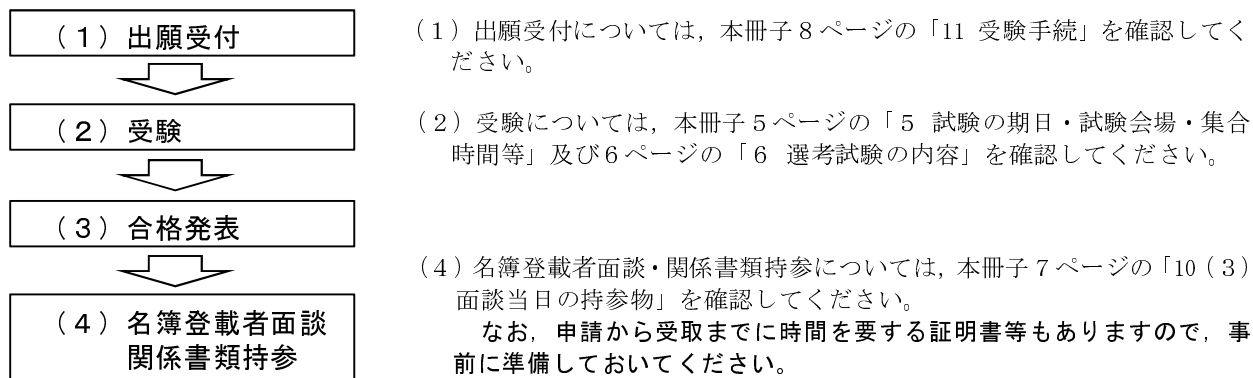
平成30年度 広島県立広島叡智学園教員採用候補者選考試験 実施要項

広島県教育委員会

受付期間	平成29年12月25日(月)～平成30年1月24日(水)
選考試験	平成30年2月3日(土)又は平成30年2月10日(土)
	※上記2日のうち、希望するいずれかの日

平成30年度広島県立広島叡智学園教員採用候補者選考試験は、広島叡智学園中学校・高等学校に勤務する教員を選考する試験です。選考試験については、次のとおり行います。

【実施スケジュール】



1 求められる教職員像

広島県では、「求められる教職員像」を明らかにし、教職員の人材育成に取り組むとともに、「広島県立広島叡智学園中学校・高等学校の教員に求められる資質・能力」を踏まえて、自らの資質、能力を高めていくことのできる教員を求めています。

「求められる教職員像」

普遍的な事項

新たな「教育県ひろしま」の創造に向けて特に求められる事項

- 高い倫理観と豊かな人間性をもっている。
- 子供に対する教育的愛情と教育に対する使命感をもっている。
- 専門性を発揮し、的確に職務を遂行できる。
- 社会や子供の変化に柔軟に対応できる。
- 確かな授業力を身に付けている。
- 豊かなコミュニケーション能力を有している。
- 新たなものに積極的に挑戦する意欲をもっている。
- 他の教職員と連携・協働し、組織的に職務を遂行できる。

広島県立広島叡智学園中学校・高等学校の教員に求められる資質・能力

1. 意欲・価値観

- 1-1. この学校のミッション、ビジョン、価値観に対する強い共感
- 1-2. 高い倫理観と教育に対する強い責任感
- 1-3. 全寮制の環境の中、生徒たちの学習・生活・幸福に深く関わることのできる豊かな人間性・愛情
- 1-4. 先進的な教育を絶えず研究・開発・実践し続ける意欲
- 1-5. 多様な視点と世界市民としての意識
- 1-6. リーダーシップを発揮し、多様なバックグラウンドをもつチームメンバーと進んで協働しようとする意欲
- 1-7. 大崎上島の地域コミュニティとグローバルネットワークに積極的に関わる意欲

2. 知識・技能

- 2-1. 教科の高い専門性（教育内容に関する知識・技能）
- 2-2. 高い英語力
- 2-3. 生徒たちの深い思考を促すファシリテーション力
- 2-4. 探究を基盤とした学習とプロジェクトに基づく教育に対する強い共感
- 2-5. 国際バカロレアの哲学と教育に対する強い共感
- 2-6. 課外活動に従事し、探究を通じて概念学習と体験的な学習を発展させる能力
- 2-7. 生徒の心身の発達、学習の到達に対する説明責任

2 選考を行う校種・職種・教科（科目）の区分

校種・職種	教科（科目）	採用見込人員
中学校教諭	国語, 社会, 数学, 理科, 保健体育, 音楽, 美術, 外国語(英語)	若干名
高等学校教諭	国語, 地理歴史(世界史, 日本史, 地理), 公民(政治・経済), 数学, 理科(物理, 化学, 生物), 保健体育, 芸術(音楽, 美術), 外国語(英語)	若干名
養護教諭	—	1名程度
栄養教諭	—	1名程度

- (注意) 1 いずれか一つの校種・職種・教科(科目)についてのみ受験できます。
 2 希望した校種以外に採用される場合があります。なお、採用後は、広島県立広島叡智学園中学校又は高等学校のいずれか又はその両方に勤務することになります。
 3 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用することになります。

3 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす者は受験できます。

(1) 基本要件

次の①及び②を満たしていること。

- ① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者であること。
- ② 昭和33年4月2日以降に生まれた者であること。

(2) 教育職員免許状（普通免許状）及び職歴等

区分	職歴要件
教育職員免許状(普通免許状)を有している場合	<p>職歴に関する要件はありません。</p> <p>なお、「教育職員免許状（普通免許状）を有している」とは、次の場合を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験する校種・職種・教科の普通免許状を所有又は平成30年3月31日までに確実に取得する見込みの者であること。 <p>※教員免許更新制に係る旧免許状所持者のうち最初の修了確認期限を平成30年3月31日までに迎える者は、平成30年1月31日までに修了確認等の手続を完了すること。</p>
教育職員免許状(普通免許状)を有していない場合	<p>次の①又は②のいずれかを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校又は教育施設※₁において、正規職員又は臨時的任用職員、非常勤講師等として当該教科に関わる教職経験※₂が36月以上ある。 ② 教科に関する専門分野に関わる勤務経験※₃（企業又は外国にある教育施設等におけるもの）が36月以上ある。 <p>※養護教諭、栄養教諭については、普通免許状を所有又は平成30年3月31日までに確実に取得する見込みの者以外は受験できません。</p>

※1…「学校又は教育施設」とは次のいずれかを指します。

- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- ・ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設
- ・ 日本国内にある教育施設であって、ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンドカレッジズ（略称WASC）、アソシエーション・オブ・クリスチャンスクールズ・インターナショナル（略称ACSI）、カウンスル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）、又は国際バカロレア事務局（略称IBO）の認定を受けたもの。

※2, 3…教職経験及び勤務経験には、休職等の期間を含まない。なお、経験の月数は、発令期間が1月の中に1日でもあれば、当該月は経験月とします。

- (注意) 1 該当教科の教育職員免許状（普通免許状）を有しない者は、広島県教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。
 2 養護教諭及び栄養教諭は、普通免許状を所有又は平成30年3月31日(土)までに確実に取得する見込みの者のみ受験できます。
 3 日本国籍を有しない者は、平成30年3月31日(土)までに、学校において勤務するために必要な在留資格を取得する必要があります。
 4 教育職員免許状（普通免許状）は、国内の各都道府県教育委員会が発行しているものに限る。

(3) 語学力

次の①又は②を満たしていること。

- ① C E F Rの共通参照レベルにおいて、C 1に達している者。
- ② 出願時に、C E F Rの共通参照レベルにおいてA 2に達している者で、今後、C 1に達しようとする意志のある者。

(参考) C E F Rの共通参照レベル ※出典「ブリティッシュ・カウンシル、ケンブリッジ大学英語検定機構」

レベル		熟達度	参考
熟練した言語使用者	C 2	聞いたり読んだりした、ほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構築できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができる。	—
	C 1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長い文章を理解して、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会生活を営むため、また学問上や職業上の目的で、言葉を柔軟かつ効果的に用いることができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細な文章を作ることができる。	1 級
自立した言語使用者	B 2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について、明確で詳細な文章を作ることができる。	準1 級
	B 1	仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近な話題や個人的に関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。	2 級
基礎段階の言語使用者	A 2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。	準2 級
	A 1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。	3 級－5 級

※ 「参考」欄は、実用英語技能検定の級を示し、C E F Rの共通参照レベルとの比較については、文部科学省作成「各試験団体のデータによるC E F Rとの対照表（平成27年9月29日版）」を参考としている。

4 勤務条件等

(平成29年11月1日現在)

1 勤務場所	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校（所在地：広島県豊田郡大崎上島町大串） ※平成30年度については、開校準備期間となるため、広島県庁等への勤務となる。
2 勤務内容	中学校又は高等学校のいずれか又はその両方に勤務し、以下のことを職務内容とする。 ・所定の教科の授業実施及び授業準備 ・各種会議、学校行事運営、教務、入試、進路指導、生徒指導など
3 給料・諸手当	(1) 給料 月額206,400円～415,400円（高等学校教諭の場合） 月額206,400円～404,600円（中学校教諭の場合） ○ 学歴や職歴などにより上記の範囲で初任給の月額が決まり、その後、4月1日を基準日として前年度の勤務成績に応じて昇給する。 ○ 教諭（常勤の講師）については、勤務の特殊性を考慮し、法律の定めるところにより、給料の月額に 4/100を乗じた額（教職調整額）が給料に加算される。（時間外勤務手当は支給されない。） (2) 扶養手当 扶養親族のある職員に支給する。 ○ 配偶者 … 10,000円 ○ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 … 8,000円 （職員に配偶者がいない場合、その内1人については10,000円） ○ 上記以外の扶養親族 … 1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）

	<p>○ 満15歳に達した日以後最初の4月1日から満22歳の年度末までの子 … 5,000円加算 (例えば、配偶者と15歳未満の子を扶養する場合は、18,000円の扶養手当が支給される。)</p> <p>(3)住居手当 住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。 ただし、職員公舎の場合は支給できない。</p> <p>○ 家賃月額23,000円以下の場合 家賃月額-12,000円 ○ 家賃月額23,000円を超える場合 (家賃月額-23,000) / 2 + 11,000円 (上限27,000円)</p> <p>(4)通勤手当 通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <p>○ 交通機関等利用者 … 通勤定期券等の額 (※78,000円を超える場合はを超える額の1/2を加算) ○ 自動車使用者 … 片道の距離に応じて2,000円～55,600円</p> <p>(5)単身赴任手当 異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動等の直前の住居から通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。</p> <p>○ 30,000円+住居間の距離に応じた加算額 (最大70,000円)</p> <p>(6)地域手当 勤務する地域における物価等を考慮し、職員に支給する。</p> <p>○ (給料+管理職手当+扶養手当) × 4.2/100</p> <p>(7)期末手当 3月1日、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して期末手当支給日に支給する。</p> <p>○ (給料+扶養手当+地域手当+加算額) × 在職期間に応ずる割合</p> <p>(8)勤勉手当 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して勤勉手当支給日に支給する。</p> <p>○ (給料+地域手当+加算額) × 勤務成績による割合 × 勤務期間に応ずる割合</p> <p>(9)義務教育等教員特別手当 学校に勤務する教育職員に支給する。</p> <p>○ 月額2,600円～7,100円 ((1)の給料の月額に応じて決まる。)</p> <p>(10)特殊勤務手当 特殊な勤務に従事する職員に支給する。 (例えば、週休日等に部活動指導 (4時間程度) を行う場合は、3,000円の特殊勤務手当が支給される。)</p> <p>(11)宿日直手当 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給する。</p> <p>○ 通常の宿日直勤務 (5時間未満) … 2,100円 ○ “ (5時間以上) … 4,200円 ○ 児童生徒等の生活指導等のための宿日直勤務 (5時間未満) … 3,600円 ○ “ (5時間以上) … 7,200円 ※ 諸手当については、主なものを記載している。また、(2)～(5)の手当については届け出が必要である。</p> <p>(12)支給日 給料及び諸手当は毎月19日、期末・勤勉手当は6月30日及び12月10日、期末手当は3月15日に支給する。</p>
4 退職手当	勤続期間に応じた退職手当を支給する。 ○ 退職手当額…退職日の給料月額×勤続期間に対する支給率+調整額
5 赴任旅費	職員の旅費に関する条例に基づいて支給する。
6 勤務時間	原則1日当たり7時間45分 (1週間当たり38時間45分) ※宿直勤務 (月に4日程度)、日直勤務 (月に1日程度) を命ずる場合があります (所定の手当を支給)
7 週休日等	(1)週休日 日曜日、土曜日 ※授業や学校行事などのため勤務を命ずる場合は、週休日を平日に振り替える (2)休日 国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始 (12/29～1/3)
8 年次有給休暇	(1)日数 1暦年において20日付与する。ただし、暦年の中途において新たに職員となるものは、その暦年における在職期間に応じた日数となる。 (2)繰越し 1暦年における残日数がある場合、20日を限度として、その暦年の翌年に繰り越すことができる。
9 特別休暇等	(1)特別休暇 特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇 (病気休暇、出産休暇、家族の看護等に係る休暇、親族の葬儀、服喪のための休暇、夏季休暇など)

	(2) その他の休暇 家族の介護や子の養育のため職員が勤務しないことが相当である場合に認められる無給の休暇（介護休暇，子育て支援部分休暇など）
10 定年制度	60歳に達した日以後の最初の3月31日に退職する。
11 服務	広島県立学校職員服務規程による。
12 研修	地方公務員法第39条，教育基本法第9条並びに教育公務員特例法第21条及び第22条の規定に基づき，任命権者である広島県教育委員会が，教職員を対象に各種の研修を企画・実施していくほか，職場研修（OJT）等により，職務遂行に必要な知識・技能を習得します。
13 社会保険	<p>一般職の常勤の職員として，公立学校共済組合の組合員となる。（※1） また，広島県教育職員互助組合に加入できる。</p> <p>(1) 保険，年金等について 公立学校共済組合員は， ・病气やけがをした時の医療保険制度（※2） ・将来年金を受け取るための長期給付制度（※3） ・人間ドックなどの健康管理，各種貸付け等の福祉事業が受けられる。 ※1 続柄・収入等の要件を具備した者を申告することにより，被扶養者として認定することができる。 ※2 保険適用診療等に係る医療費の7割を共済組合が負担します（3割が自己負担）。原則として，被扶養者も同様。 ※3 年金額は，給与，勤務年数その他の条件により決定されます。外国での年金加入期間がある場合，それぞれの国の年金加入期間に応じ，それぞれ国の制度（機関）から年金を受給することとなる。 ただし，日本と社会保障協定を締結していない外国籍の方は，年金加入期間の通算はできませんが，一定の要件を満たしていれば，脱退一時金を請求することができる。</p> <p>(2) 掛金・保険料の給与等からの控除について 公立学校共済組合の事業に要する費用は，組合員と事業主（広島県）が負担する。組合員が負担する掛金・保険料は，毎月の給与及び期末手当等から控除される。</p>
14 災害補償	地方公務員災害補償法が適用され，公務又は通勤による災害（負傷，疾病，障害又は死亡）を受けたと認定された場合，その災害によって生じた損害の補償や福祉事業を受けることができる。（認定及び補償を受けるためには請求手続が必要。）
15 その他	児童手当については，届出により県が支給する。

5 試験の期日・試験会場・集合時間等

(1) 試験の期日

平成30年2月3日（土）又は平成30年2月10日（土）のうち，希望するいずれかの日。

(2) 試験会場

選考試験会場	交通機関等
広島県庁 (広島市中区基町10-52) TEL 082-513-4927	広電紙屋町東又は紙屋町西電停から徒歩3分 アストラムライン県庁前駅から徒歩2分 紙屋町バス停又はバスセンターから徒歩5分

(注意) 駐車場は確保しておりません。

(3) 試験日の集合時間・集合場所

集合時間及び集合場所は，受付期間後に発行する受験票に記載します。

(4) 試験当日の持参物

試験当日は，次の物を持参してください。

- ・ 受験票
- ・ 筆記用具
- ・ 封筒（長型3号（120mm×235mm）封筒 ※選考試験結果通知書送付に使用します。）
※送付先住所，郵便番号，宛名（志願者氏名）を記載すること。
- ・ 写真（受験票に貼付したものと同一の写真。裏面に受験番号，氏名を記載。）
- ・ 印鑑

※なお，選考の結果，名簿登載された者には，選考試験の後日に行う面談において，本冊子7ページ「10(3)面談当日の持参物」にあるものを持参する必要があります。申請から受取までに時間を要する証明書等もありますので，事前に準備しておいてください。

6 選考試験の内容

試験項目	方法	主な評価項目
面接A	個人面接（4回実施） 各15分 ※4回のうち1回は、 英語による面接	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の学習・生活・幸福に深く関わろうとする愛情をもっている。 ・生徒に深い思考を促すファシリテーション力や教科の高い専門性を有するなど、探究を基盤とした学習を実践することが期待できる。 ・先進的な教育を絶えず研究・開発・実践する意欲をもっている。 ・英語力を有している。 ・生徒に対する愛情、教育に対する熱意、意欲、責任感をもっている。 ・自ら進んで事にあたり、より効果的に行おうとする意思がある。 ・組織の中で自己の役割を認識し、良好な人間関係を築くことができる。
面接B	個人面接（3回実施） 各20分 ※3回のうち1回は、 英語による面接	<ul style="list-style-type: none"> ・広島叡智学園のミッション、ビジョン、価値観及び国際バカロレアの哲学に対する強い共感がある。 ・多様な視点と世界市民としての意識がある。 ・リーダーシップを発揮し、多様なバックグラウンドを持つチームメンバーと進んで協働しようとする意欲をもっている。 ・英語力を有している。

出願時に「合理的配慮の有無」の欄において、「有」で出願した者には、具体的な合理的配慮を把握するため、後日、教育委員会から連絡します。

7 選考の方針及び方法

実施する試験項目の全てを受験した場合に限り選考の対象とし、選考に当たっては、「求められる教職員像」及び「広島県立広島叡智学園中学校・高等学校の教職員に求められる資質・能力」を踏まえ、実施する試験項目の成績に加えて出願内容を勘案し、総合的に判断し、広島叡智学園採用候補者名簿登載者を決定します。ただし、一定の基準に達しない試験項目等がある場合は、広島叡智学園採用候補者名簿に登載されません。

8 選考試験結果等の通知

- (1) 選考試験の結果については、広島叡智学園採用候補者名簿に登載された者の受験番号を、広島県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/04file/>) に、平成30年2月16日（金）に掲載します（午後5時頃の予定）。なお、同日に本人宛て通知書を発送します。
- (2) 広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第10条第2項の規定により、自己の結果について開示の請求をすることができます。
なお、開示の請求を行う際には、受験票及び請求者本人であることを証明する書類（原本）の提示が必要です。

請求できる人	開示内容	開示期間	開示請求場所
広島叡智学園採用候補者名簿に登載されなかった者	選考試験の総合評価及び各試験項目別評価	結果通知書の発送日の翌日から1か月間 (注) 開示の請求ができるのは、平成30年2月19日（月）から3月19日（月）までの土・日・祝日を除く日	広島県庁 行政情報コーナー 8：45～12：00 13：00～17：00 ただし土・日・祝日を除く

9 採用候補者名簿の有効期間

広島叡智学園採用候補者名簿の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。

10 名簿登載者の面談及び持参物

選考の結果、名簿登載された者は、次のとおり面談を行う予定です。

(1) 日程

平成30年2月23日（金）、26日（月）、27日（火）、28日（水）のうち、いずれか1日。

※希望する日は、選考試験当日に伺います。

(2) 面談会場

面談会場	交通機関等
広島県庁 (広島市中区基町10-52) TEL 082-513-4927	広電紙屋町東又は紙屋町西電停から徒歩3分 アストラムライン県庁前駅から徒歩2分 紙屋町バス停又はバスセンターから徒歩5分

詳細は、選考結果発表後、名簿掲載された者に個別にお知らせします。なお、駐車場は確保しておりません。

(3) 面談当日の持参物

面談当日は、次の物を持参してください。

- ・受験票 ・筆記用具 ・印鑑
- ・給与決定に係る職歴を証明する書類（受験者全員のうち、職歴のある者。）

持参書類	備考
履歴証明書	【国・他の地方公共団体等に勤務していた場合に必要】 任命権者が証明したもので、様式は問わないが、次の項目が分かるもの。 ・氏名 ・生年月日 ・勤務期間 ・勤務場所 ・職務内容（教育職員であった場合は、教員免許の必要な職であったかどうか、及び教科指導を行う職であったかどうか分かるようにすること。） ・勤務形態（常勤であったか非常勤であったか、また、非常勤の場合、週当たり何時間勤務していたかが分かるようにすること。） ・証明日 ・証明者（証明者名と併せて、押印したもの。）
在職証明書 (別紙様式1)	【民間企業に勤務していた場合に必要】 ・雇用主が証明したもの。 ・職務内容は、仕事の具体的な内容が示されたもの。 ・私立学校、国公立大学法人の教員等の場合は、教員免許の必要な職であったかどうか、及び教科指導を行う職であったかどうか分かるようにすること。
在職申告書 (別紙様式2)	【自営業等の場合に必要】 ・在職を客観的に確認できる書類（雇用保険や社会保険の加入記録等）を添付すること。 ・上記の在職を客観的に確認できる書類を添付できない場合は、原則3人程度の確認者（親族でない者）から確認を受けること。別紙様式2を確認者ごと作成すること。

※ なお、証明日以降も勤務が継続している場合は、勤務終了後速やかに再度証明を受けて職歴を証明する書類を提出すること。ただし、証明日以降の平成30年3月中も勤務がある者は、3月1日以降の証明日の職歴を証明する書類（履歴事項が全て記載されたもので、任命権者（雇用主）の証明印が必要）を平成30年3月7日（水）までに提出してください。

※ 証明書の発行や手続きに係る手数料は自己負担です。

- ・特別免許状の申請に係る書類（受験する校種・教科における普通免許状を有していない者。）

持参書類	備考
履歴書 (様式第3号)	出願時に、国内において教育職員として勤務している場合は、所属長の証明を受ける必要があります。証明を受けたものを持参すること。
専門的な知識経験又は技能に関する証明書 (様式第7号の3)	広島県立学校の場合は当該県立学校長に、それ以外の学校又は企業の場合は、設置者に証明を受ける必要があります。証明を受けたものを持参すること。
担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証明する書類	申請する教科に関連する資格証等がある場合は、原本を持参すること。
身体に関する証明書 (様式第7号)	医師による証明を受けたもの。
卒業証明書	最終学校となる高等学校又は大学等の卒業証明書。
教育職員免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書	受験教科に関わらず、所有している全ての教育職員免許状について持参してください。
戸籍抄本又は在留カード等	各証明書や免許状等に記載の氏名及び本籍地（又はそのいずれか）が、現在のものと異なる場合には、異動の変遷が分かる戸籍抄本又は改製原戸籍等の戸籍関係書類が必要です。 日本国籍を有しない方は、在留カードの写しを提出してください。なお、在留カードを有しない場合は、パスポート等、国籍、氏名が確認できるものを持参してください。
返信用封筒（角形2号）	宛先を記入し、450円分の切手を貼付したもの

※ 証明書の発行や手続きに係る手数料は自己負担です。

11 受験手続

出願は、原則として、「A 電子申請（インターネット）による出願」の方法で行ってください。
ただし、パソコン、インターネット環境が整っていない場合は、「B 持参又は郵送による出願」の方法で出願してください。

※ 申請前に、広島県教育委員会HP (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/04file/>)にある「(H i G A) 入力内容事前作成シート」にあらかじめ入力内容を作成しておくことをお勧めします。

※ 臨時的任用職員や非常勤講師等として、学校に勤務している場合、学校で割り当てられている個人のメールアドレスを使用することはできません。また、学校のパソコンから申請等することはできません。

A 電子申請（インターネット）による出願

(1) 出願方法

別冊「出願要領（広島叡智学園）」を確認の上、広島県電子申請システムにより出願してください。

なお、電子申請による出願の場合は、持参又は郵送する書類等はありません。また、適切に申請が完了した場合は、「整理番号」及び「パスワード」を示したメールが登録したメールアドレスに届きます。**このメールは出願したことの証明となりますので、保存しておいてください。**

広島県電子申請システム (https://s-kantan.com/pref-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay.action)

(2) 受付期間

平成29年12月25日（月）から平成30年1月24日（水）17：00 まで

（注意）広島県電子申請システムは、システム管理等のため一時的に使用できない場合があるので注意すること。

(3) 自己PR資料提出（任意）

本選考試験受験に当たって、自身のこれまでの指導実績等をPRする資料（授業のDVD、研究論文、学習指導案など）があれば、下記まで郵送又は持参してください。なお、提出された自己PR資料は返却しません。

（提出先）

広島県教育委員会事務局管理部教職員課（〒730-8514 広島市中区基町9-42）

郵送の場合は、封筒の宛名面に「広島叡智学園教員採用試験自己PR資料在中」と朱書きしてください。

（提出期日）

平成30年1月24日（水）（必着）

(4) 受験票の交付

受験票は1月末頃に広島県電子申請システムにアップロードします。利用者登録したメールアドレスにアップロードした旨をお伝えするメールを送付します。その後、受験票を広島県電子申請システムからダウンロードしてください。平成30年1月31日（水）を過ぎてもメールが届かないときは、広島県教育委員会事務局管理部教職員課へ連絡してください。

(5) その他

試験当日の持参物は、本冊子5ページの「5（4）試験当日の持参物」で確認してください。また、名簿登載者に実施する面談において、本冊子7ページ「10（3）面談当日の持参物」にあるものを持参する必要があります。申請から受取までに時間のかかる証明書等もあるので、事前に準備しておいてください。

B 持参又は郵送による出願

※ A電子申請（インターネット）による出願をした者は、持参又は郵送による出願をしないでください。

(1) 出願に必要な書類の請求

出願に必要な書類は、広島県教育委員会事務局管理部教職員課（〒730-8514 広島市中区基町9-42）に請求するか、広島県教育委員会のホームページから様式をダウンロードしてください。

なお、郵送による請求を希望する場合は、封筒の宛名面に「広島叡智学園教員採用試験実施要項請求」と朱書きし、必ず返信用封筒（角2〔33cm×24cm〕の封筒に250円分の切手を貼り、宛先（郵便番号・住所・氏名）を明記）を同封の上、請求してください。

(2) 提出書類（出願時）

提出書類	備考
受験願	ア 別冊「出願要領（広島叡智学園）」第3章受験願記入方法（6ページ）により、黒ボールペンを用いて必要事項を記入すること。 イ 写真（6か月以内の撮影、サイズ縦4.5cm×横3.5cm、無帽正面上半身、カラー、背景無地）を貼ること。また、別に同一の写真を1枚用意し、後日、こちらから送付する受験票に写真を貼ること。
志望理由書	ア 黒ボールペンを用い、枠内におさまるように記入すること。 イ 名簿登載後、特別免許状の授与のための検定が必要な者においては、特別免許状の申請理由書としても使用します。
自己PR資料（任意）	本選考試験受験に当たって、自身のこれまでの指導実績等をPRする資料（授業のDVD、研究論文、学習指導案など）。

（注意） 提出書類が不備の場合は、受理しないことがあります。

(3) 受付期間

平成29年12月25日（月）から平成30年1月24日（水）まで（**必着**）

- （注意） 1 郵送の場合は、平成30年1月24日（水）までに届けられた場合に限り受け付けます。
2 郵送によらない場合は、8：45から12：00、13：00から17：00まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間に受け付けます。

(4) 提出先

〒730-8514 広島市中区基町9-42 広島県教育委員会事務局管理部教職員課

(5) 提出方法（留意事項）

- ア 出願に当たっては、封筒（角2〔33cm×24cm〕）の宛名面に「広島叡智学園教員採用試験受験願在中」と朱書きし、提出書類等を封入し、提出してください。
イ 郵送により提出する場合は、必ず簡易書留扱い（配達記録が残る方法による郵送）としてください。

(6) 受験票の交付

受験票は1月末頃に本人宛てに送付します。平成30年1月31日（水）を過ぎても到着しないときは、広島県教育委員会事務局管理部教職員課へ連絡してください。

(7) その他

試験当日の持参物は、本冊子5ページの「5（4）試験当日の持参物」で確認してください。また、名簿登載者に実施する面談において、本冊子7ページ「10（3）面談当日の持参物」にあるものを持参する必要があります。申請から受取までに時間のかかる証明書等もあるので、事前に準備しておいてください。

12 その他

(1) 本年度については、国内の国公立学校又は教育施設の正規職員※₄として勤務する者は、本選考を受験することはできません。

※4…ここでのいう国公立学校又は教育施設の正規職員とは、本冊子2ページの※1に示す学校又は教育施設に正規職員（任期を定めて採用された職員は除く。）として勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、栄養主幹、栄養主任、栄養士及び講師（常時勤務の者に限る。）又はこれらと同等の職にある者のことをいう。

(2) 職種・教科（科目、分野）の欠員状況等に応じて採用を決定するため、広島叡智学園採用候補者名簿に登載された者全員が採用になるとは限りません。また、教育職員免許状を取得見込で受験した者で採用予定までに受験する職種・教科に相当する有効な免許状を取得できなかった場合や、必要な在留資格を取得できなかった場合、及び出願内容に虚偽があった場合は採用されません。

(3) 平成30年度広島県立広島叡智学園教員採用候補者選考試験の志願者に対して、選考の結果に関わらず、臨時的任用職員の任用又は非常勤講師の委嘱について連絡することがあります。

(4) 荒天等により、本冊子5ページの5の試験の期日にやむを得ず試験の実施が困難な場合は、13の問合せ先のホームページ上でお知らせします。

13 問合せ先

広島県教育委員会事務局管理部教職員課 (〒730-8514 広島市中区基町9-42 (県庁東館5階))
TEL 082-513-4927 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/04file/>
MAIL kyouikukenshu@pref.hiroshima.lg.jp